

令和3年9月17日
令和5年3月8日改正
令和6年3月13日改正
独立行政法人環境再生保全機構
環境研究総合推進部

直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し
(バイアウト制度の導入) について

「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（以下「バイアウト実施方針」という。）に基づき、以下の通り、環境再生保全機構（以下「ERCA」という。）の実施する事業において、直接経費から研究以外の業務の代行経費の支出を可能とする。（以下「本制度」という。）

1. 対象事業及び適用開始時期

令和4年度以降に研究を開始する環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）を対象に本制度を適用する。（令和4年度時点での継続研究課題含む。）

2. 対象者

「大学等^{※1}」と認められた研究機関において、推進費による研究課題の「研究代表者（PI）^{※2}」となる者を対象とする。

※1 「大学等」とは、（ア）国及び地方公共団体の試験研究機関、（イ）学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、高等専門学校及びその附属研究機関（高等学校は含まない）、（ウ）独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第3項に規定する国立研究開発法人、（エ）公益法人（「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づき公益法人として認定されたものをいう。）及びこれに準ずるものとして機構が認めるもの。

※2 環境問題対応型研究、次世代事業及び革新型研究開発（若手枠）は研究代表者。戦略的研究開発（Ⅰ）及び戦略的研究開発（Ⅱ）は、各テーマの研究代表者（テーマリーダー）。

3. 支出可能となる経費

「バイアウト実施方針」の定めるとおり、研究課題に専念できる時間を拡充するために、PI本人の希望により、その者が所属研究機関において担っている業務のうち、研究以外の業務（講義等の教育活動やそれに付随する事務等。なお、「研究」には、推進費により実施される研究以外の研究も含む。）の代行に係る経費（以下「代行経費」という。）の支出を可能とする。バイア

ウト制度の適用によって確保される時間（エフォート）は、バイアウト制度を利用した研究課題に対してのみ、適切に充当すること。

ただし、革新型研究開発（若手枠）においては、直接経費（年額）の20%を支出上限とする。

4. 研究機関において実施すべき事項等

「バイアウト実施方針」に定める内容どおり、研究機関においては以下の事項を実施している必要がある。

○ 「バイアウト実施方針」の定める条件に基づき体制等を整備することとし、体制整備等の書類については、原則推進費の申請の前までに研究業務課宛に提出すること。

なお継続課題については、費目間流用の範囲内であったとしても事前に研究業務課へ確認すること。

○ 本制度の利用に当たり整備した規定等を ERCA の窓口へ届け出ること。

（原則、届出は e-mail での受け付けとする。）

窓口：環境研究総合推進部 研究業務課

e-mail：suishinhi_kaikei@erca.go.jp

○ 研究者の研究時間の確保という、バイアウト制度の趣旨を踏まえた適正な仕組みを構築し、運用すること。

○ PI が希望する業務の代行に関し、当該 PI との合意に基づき、その内容や費用等の必要な事項について各研究機関のバイアウト制度の仕組みに則った代行要員の確保等により代行を実施すること。

○ 複数の研究費を合算して代行を実施する場合は、経費分担の根拠を明確にし、各経費間で重複がないよう、適切な経費配分を行うこと。

○ 直接経費により PI 人件費（「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について」（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ））が支出される場合は、エフォートについて特に適切に管理すること。

（参照）

競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/buyout_seido.pdf

以上